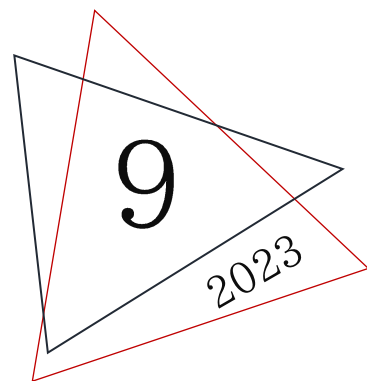


” 名古屋・常滑エリアの賃貸オーナー様のためのお役立ち情報誌 ”

リード通信



入居率

92.35

(東区・中区)

7月末現在

賃貸管理：路線価2年連続上昇。全国で1.5ポイントの増加
業界ニュース：原状回復をめぐるトラブルとガイドライン
相続相談・不動産ソリューションなど他にも情報多数

訪日者数の増加。民泊ビジネス復調



今年は一際暑い日が続いておりませんが、皆様はいかがおすごしですか？夏休みに遠出をされたかたも多かったのではないのでしょうか。名古屋の中心部も8月恒例の「ど真ん中まつり」をはじめ多くの人でごった返していました。訪日外国人観光客も多く見かけ大変うれしく感じております。

さて、7月28日に国土交通省観光庁から宿泊業のデータが発表されました。

これによりますと、今年は宿泊者数が21万人と昨年（10万人）の倍、コロナ前（2019年）の30万人と比較しても7割ほどの数字となっており、かなり回復してきております。この数字は毎年の4月1日から5月末までの2か月間の数字となりますので、5類後の状況を加味しますとほぼ同等に近い状況まで回復をしていると思われそうです。

この影響はホテル業をはじめ、一時期話題となりコロナで下火となっていた民泊へも良い影響を与えているようです。実際Airbnbから発表されている数字でも昨年比11%増、アジア太平洋地域への旅行は80%増となっております。今後、も円安が続けば割安感を期待した観光客が押し寄せてくるでしょう。観光客の落としていく外貨が、日本経済を活性化する潤滑油となっていくのか。見守っていききたいと思えます。

株式会社リードワン

代表取締役

服部英雄

セミナー情報（第103回）

～リード塾のお知らせ～



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、偶数月のみの隔月開催とし、開催時間・場所等を変更し再開しております。
次回は10月の開催予定です。事前登録制となりますので、ご参加希望のかたは下記セミナー事務局へご連絡下さいませ。

【お問合せ先】

リード塾セミナー事務局
(担当：服部)

052-350-5750



コインパーキング用地

探しています。

名古屋市 愛知県内 募集中！ 先ずはお気軽にご相談下さい

052-350-5750 担当/服部

事務所・店舗の空室でお困りのオーナー様へ

事務所や店舗物件のオーナー様にとって長期空室は頭の痛い話かと思えます。特に1階、2階部分はキャッシュフローや所有物件の体裁に関わる事なので、空室で悩んでいるオーナー様が多いのが現状ではないでしょうか。

リードワンでは、お困りのオーナー様に代わり、情報発信、リーシング、コンバージョン（用途変更）等、様々な対応をして参ります。 先ずはお気軽にご連絡下さい。

テナント事業部 河崎より

052-350-5750



常務取締役 永井 道人



路線価2年連続上昇！ 全国で1.5ポイントの増加を記録

国税庁は2023年7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる2023年分の路線価を発表しました。全国平均では1.5ポイント昨年より増加し、2年連続の上昇を記録しました。2021年に新型コロナウイルス感染拡大によって低迷していた経済情勢から、回復傾向が顕著になっています。

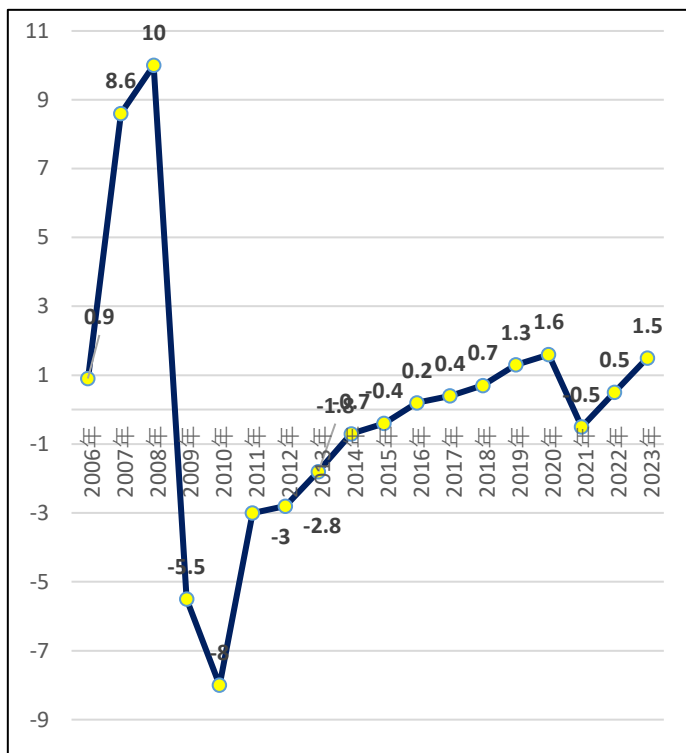
都道府県別では、25都道府県（前年20道県）で上昇。下落の都道府県の方は20県となり、前年の27都道府県よりも減少しました。

<全国の路線価変動率>

	2023年	2022年		2023年	2022年
全国	1.5	0.5	三重県	▼0.4	▼0.9
北海道	6.8	4	滋賀県	0	▼0.8
青森県	▼0.3	▼0.4	京都府	1.3	0.2
岩手県	0.1	▼0.2	大阪府	1.4	0.1
宮城県	4.4	2.9	兵庫県	0.5	▼0.2
秋田県	0.2	▼0.6	奈良県	▼0.2	▼0.7
山形県	0.2	▼0.1	和歌山県	▼1.2	▼1.3
福島県	0.4	0.5	鳥取県	▼0.3	▼0.7
茨城県	0.4	▼0.6	島根県	▼0.2	▼0.4
栃木県	▼0.1	▼0.5	岡山県	1.3	0.3
群馬県	▼0.7	▼1.0	広島県	1.4	0.9
埼玉県	1.6	0.4	山口県	0.4	0.1
千葉県	2.4	0.8	徳島県	▼0.7	▼0.9
東京都	3.2	1.1	香川県	▼0.6	▼0.9
神奈川県	2	0.6	愛媛県	▼0.9	▼1.1
新潟県	▼0.6	▼0.7	高知県	▼0.3	▼0.4
富山県	▼0.1	▼0.4	福岡県	4.5	3.6
石川県	1.1	0.2	佐賀県	1.9	1.1
福井県	▼1.0	▼0.9	長崎県	0.6	0.5
山梨県	▼0.6	▼0.8	熊本県	2.3	0.6
長野県	0	▼0.4	大分県	0.7	0.1
岐阜県	▼0.5	▼0.9	宮崎県	▼0.2	▼0.4
静岡県	▼0.3	▼0.7	鹿児島県	▼0.2	▼0.6
愛知県	2.6	1.2	沖縄県	3.6	1.6

※国税庁ホームページより

<過去16年間の変動率推移（全国）>



※国税庁ホームページより

各都道府県別に見た際、最も上昇率が高かったのは北海道6.8%であった。北海道新幹線の延伸の期待感や札幌市の中心部駅前の再開発などが続いていることが要因として考えられます。一方、和歌山県、福井県は変動率ワースト3でいずれも1%以上の下落幅でした。

上のグラフの過去16年間の変動率推移で見ると、2023年はコロナ前の2019年程度の水準まで回復しました。リーマンショック後、上昇に転じるまで7年の月日を要していましたが、今回は2年連続上昇する結果となりました。

また、過去17年で見た際、前年比で1.0%以上上昇したのは今年を含めて3回だけであり、今後の路線価上昇にも期待が持てます。

いかがでしたでしょうか。今回は2023年度の路線価についてまとめさせて頂きました。本記事がオーナーの皆様における今後の賃貸経営の一助となりますと幸いです。

空室募集、空室対策、設備交換、工事、売却・購入のご相談・お問い合わせ
TEL担当：菊地・渡辺



令和5年3月版参考資料が追加 「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

弁護士法人
一新総合法律事務所
弁護士 大橋 良二 氏

国交省から令和5年3月版「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に関する参考資料、が発表されました。皆さまご存知のとおり、賃貸借契約終了時の原状回復というのが大変トラブルの多いものです。上記の参考資料によると、消費生活センターに毎年3～4万件程度の相談が寄せられていますが、「敷金ならびに原状回復トラブル」はその3～4割程度を占めている、と言われております。

そのことから、年間1万件程度の敷金や原状回復についてのトラブルが生じているような状況と考えられます。敷金や原状回復については、以前より「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（再改訂版）により実務上処理が行われているところですが、今般、新たにガイドラインに関する参考資料が発表されました。

参考資料の概要は以下のとおりです。（同参考資料、「本書の内容」より引用）

- 第1章では、ガイドラインの原状回復義務の考え方について解説しています。
- 第2章では、アンケート調査結果やヒアリング調査結果を踏まえ、退去時のトラブルを防止するための留意点を契約時、入居中、退去時の時系列で整理しています。
- 第3章では、実際の原状回復のイメージをつかんでいただくことを目的として、写真を交えながら原状回復の事例を紹介した上で、ガイドラインの考え方に従ったケーススタディを行っています。
- 第4章では、退去時にトラブルが発生した場合の解決手法の概要等について紹介しています。
- また、参考資料として、国土交通省で作成・公表している民間賃貸住宅の賃貸借契約に関する資料等を紹介しています。

原状回復ガイドラインについての内容がまとめられていますので、是非、ご一読いただくことをおすすめします。右記の国交省サイトなどでダウンロード可能です。



我々がオーナー様や管理会社から相談を受ける事案でも、オーナー様が、原状回復ガイドラインの内容から大きく離れた請求を行って（希望して）、入居者側が消費者センターなどに駆け込んでトラブルとなる事案も散見されます。

確かに、長期間に渡って借りた部屋の場合には、入居者の故意過失によりお部屋を汚していたとしても、入居者の負担額はあまり大きくはならない、というのがガイドラインの内容です。そのため、オーナー様が納得できないという想いも理解できるころではあります。とはいえ、ガイドラインから離れた主張をしてもトラブルになるだけ、という側面も否定できません。

今は入居者も原状回復の手法について様々な情報収集をすることが当たり前になっていますので、ガイドラインの考え方について理解を進め、合理的な賃貸経営を目指しましょう。

不動産ソリューションコーナー

賃貸経営の成功の秘訣はパートナー選び



賃貸経営を取り巻く環境は時代とともに変化し続けています。新しい物件は市場にどんどん供給され、入居者のニーズも大きく変化しています。ご自身が所有されている物件が時代に取り残されないように、情報収集していくことは賃貸経営を行っていく上で必要不可欠です。そういった情報収集は、知人の賃貸オーナーや税理士の先生に聞いたりする方もいらっしゃると思いますが、最新の情報を一番持っているのはその地域の賃貸管理会社です。今回はこういった視点で管理会社とお付き合いをするべきか、まとめてみました。

【管理会社を選ぶ際の5つのポイント】

1) 客付け力が高い

客付け力が高い管理会社に管理を委託すれば、空室期間を短く抑えることが期待できます。客付け力が高いかどうか判断する方法としては、

①不動産ポータルサイトの掲載数・掲載の質 ②管理物件が高入居率 があげられます。

2) 管理コストが適正

管理委託費が高く設定されている管理会社の場合は、毎月の支出が増えて不動産経営が不安定になる可能性があるので十分に注意が必要です。

そのため、管理委託費が家賃収入を圧迫していないかを確認する（目安として賃料の5%）、**管理委託費に見合った業務**をしっかりとこなしているかを確認することが大切です。

3) 担当者の対応が丁寧

何でも気軽に相談しやすい担当者かどうかも重要ですが、連絡に対する返答が早いかどうか管理会社を選ぶ際の重要なポイントです。対応の遅れが原因で、入居者の不満が募り、不動産経営に支障が生じる可能性があります。賃貸管理会社を選ぶ際は、担当者が返答にどの程度の時間を要しているのか、**報告や連絡はどのくらいの頻度**なのか確認しておいた方がよいでしょう。

4) 会社全体で物件の情報を共有している

担当者が不在という状況でも、**社内で全ての物件情報がデータベースで管理されている**管理会社は安心です。担当者が休みの場合でも他の担当者が代替案を提案してくれたり、担当者が異動になっても情報共有ができていますので、次の担当者がスムーズに物件を引き継ぐことが可能です。

5) 業務内容の幅が広い

同じ管理委託費でも業務内容の幅が異なる可能性があります。契約してから「クレーム対応が含まれていない」「日常清掃が含まれていない」と気づいても手遅れです。

管理委託契約に基本的な業務内容が含まれているか、管理委託費と業務内容が見合っているかを確認しておきましょう。また、**賃貸管理以外の不動産分野**にも相談にのってもらえる**総合不動産会社**の方が、**相続や売却・購入、資産活用**など幅広い分野での対応が可能です。

いかがでしたでしょうか。ご自身で物件を管理するということは、今後どんどん難しくなっていくと言われています。管理委託を考えているオーナー様は是非参考にさせていただけますと幸いです。



税理士法人タックスウェイズ
税理士 後藤 勇輝 氏

【夏は路線価発表と土地評価替えの時期です】

夏といえば路線価発表ということで、不動産所有の方としては土地の評価替えのタイミングでもあります。今回は、相続税・贈与税における土地評価について路線価のおさらいをしていきます。

■ 路線価と土地の評価

令和5年分の路線価は、7月3日に国税庁のホームページに公開されました。なお、今年の最高路線価は、東京都中央区銀座5丁目で1㎡当たり42,720千円でした。前年増加率では+1.1%です。全国29の都道府県で増加傾向にありました（1から9%）。

路線価公開サイトでは、その年の1月1日の評価として1年間の地価変動などを考慮し地価公示価格等の価格の8割程度で定めています。また、固定資産税評価額を基にする倍率方式についても評価倍率表を公開しております。

土地の評価については、路線価評価の地域では、面積に路線価を乗じて算出し、それ以外の地域では固定資産税評価額に倍率を乗じて算出するのが基本となります。ただし、路線価地域の場合は、土地の形や大きさ、長さなどの要因で調整することも考慮されます。

■ 夏は土地の評価替え

相続税の試算を行ったことのある方、今年に土地の贈与などを検討されている方は、この路線価が発表されますと、土地の評価替えを行い試算の改訂を行います。近年は、地域によって路線価と固定資産税評価額が上昇している傾向がありますので、過去に試算した相続税・贈与税も増える傾向にあります。また、土地を多くお持ちの方で将来の相続税の負担に備えて売却する土地を決めている場合は、その「納税地」の価格についても確認しておくといでしょう。税理士による評価明細書を作成されているようでしたら、新しい路線価をサイトから確認されて、評価明細書の路線価と入れ替えて再計算されると令和5年分の新しい評価額が算出できます。夏休みの宿題として評価替えをされることをお勧めします。

以上、参考にして頂けたら幸いです。

具体的な手続きは、税理士・税務署にて詳細の確認をされて進めて頂けるようお願いいたします。

【参考サイト】

① 国税庁路線価サイト <https://www.rosenka.nta.go.jp>

② 全国地価マップ <https://www.chikamap.jp>



各税制度の特例の利用には一定の条件があります。資産税に詳しい各専門家（税理士・弁護士・鑑定士等）と連携してサポートしています。

【ご相談・お問い合わせ】 オーナー様：相続ご相談窓口
TEL 052-253-8181 担当：渡辺・菊地



おかげさまで 43周年！

私どもは“住まい”を通じて地域社会に貢献致します

リードグループ本社
リードワン
不動産管理・売買仲介



エイブルNW上前津店
賃貸仲介



エイブルNW常滑店
賃貸仲介



エイブルNW中国上海店
賃貸仲介



エイブルNWマニラ店
賃貸仲介・売買仲介



リードワン保証
家賃保証



メモリアルホール
尾張旭の里
ペットの霊園



リードワン東京
売買仲介



ファインプレッジ
緑花台
サービス付高齢者向け住宅



リハビリデイステーション
元気村緑花台
デイサービス



不動産
のことなら

リードグループにご相談下さい！

リードグループは専門スタッフの力を結集し
お客様の資産運用をトータルサポートいたします！

● より良い賃貸経営へのご相談はこちら ●

- | | |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 空室について | <input type="checkbox"/> 売却について |
| <input type="checkbox"/> リフォームについて | <input type="checkbox"/> 土地活用について |
| <input type="checkbox"/> 家賃滞納について | <input type="checkbox"/> 相続対策について |
| <input type="checkbox"/> 賃貸管理について | <input type="checkbox"/> 保険について |
| <input type="checkbox"/> 購入について | <input type="checkbox"/> その他 お気軽にご相談ください！ |

お問い合わせ先：リード通信事務局 担当：服部
TEL:052-350-5065

リードグループ

検索

